

帰宅困難者対策の考え方について

資料 3－1

1. 帰宅困難者対策について

首都直下地震等への備えを万全とするためには、行政・交通機関・民間企業等が連携した総合的な対応が不可欠である。特に、帰宅困難者等の発生による混乱を防止するためには「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底する必要がある。

2. 企業等一斉帰宅抑制の取組み

企業等は、首都直下地震等の発生により、首都圏のほとんどの交通機関が運行停止となり、当分の間復旧の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等を一定期間事業所内に留め、待機できるよう、3日分の必要な水、食料、毛布などの物資の備蓄に努める。また、共助の観点から、外部の帰宅困難者のために10%程度余分に備蓄することにも努める。

3. 一時滞在施設の考え方

千葉市では、首都圏に大規模な地震等が発生し、鉄道等の運行停止又は道路が遮断した際に、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がない場合が多い。そのため、このような帰宅困難者等を一時的に受け入れるための施設を確保していく必要がある。

(1) 一時滞在施設の定義及び目的

一時滞在施設とは、首都直下地震等が発生した際に、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に受け入れる施設をいう。

一時滞在施設の管理者は、行政機関と連携するなどして、帰宅に向けた安全が確保できるまでの間、受け入れた者に休憩場所、ペットボトル水（水道水）、クラッカー、毛布、トイレ、女性用品、災害関連情報を提供する。

そのため、一時滞在施設は少なくとも一晩は帰宅困難者等が滞在できるような施設とする。

なお、一時滞在施設の開設条件は、首都直下地震等突発的な大規模災害が発生した場合とする。

(2) 開設の期間

受け入れを開始した時点から、鉄道等公共交通機関が復旧するなど状況が改善されるまでとする。

帰宅困難な状況が改善されるまでの期間は、概ね1日（長くても3日）と想定されるが、被災状況によっては長期に及ぶ場合もある。長期間（4日以上）に及ぶ一時滞在施設の開設が必要な場合は、各施設と区対策本部で個別に協議することとする。

(3) 想定する施設

- ① 市有施設等
- ② 民間施設（オフィスビルのエントランスホール・会議室、ホテルの宴会場、ロビー等）
※宿泊施設の客室については、休憩場所として想定しない。

(4) 一時滞在施設の確保方法

- ① 市は、市有施設等の中から一時滞在施設を指定する。（避難場所、避難所である市立小・中学校、公園、公民館、コミュニティーセンターなどは一時滞在施設には指定しない。）
- ② 民間施設については、市が当該施設と協議し、同意を得た場合、施設等の提供協力に係る協定を締結する。（協定内容：支援の内容・備蓄物資・協力期間など）
- ③ 駅周辺協議会構成員のうち、あらかじめ指定されない施設についても、発災時に受入可能な場合は、指定施設に準じた協力施設とする。

(5) 一時滞在施設の役割

（平常時）

- ① 運営体制
一時滞在施設となる施設は、発災時に機能するよう、運営体制について定めておく。
 - ・施設内における受入れ場所
 - ・受入れ定員
 - ・運営要員の確保
 - ・関係機関との連絡調整の手順
 - ・一時滞在施設の利用者への情報提供の手順
 - ② オフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策
 - ③ 訓練等による定期的な手順等の確認
- （発災時以降）
- ① 施設管理者による一時滞在施設開設の判断
 - ② 避難者の受入状況の把握
 - ③ 開設情報の市への連絡
 - ④ 建物や周辺が安全でないため、帰宅困難者等の受入れができない場合の対応
 - ⑤ 定員を超過して受入れができない場合の対応
 - ⑥ 帰宅困難者に対する情報提供等

4. 安全確保後の徒歩帰宅支援の取組み

千葉市を含む九都県市では、災害時帰宅支援ステーションとして、コンビニエンスストアやガソリンスタンドなどと、徒歩帰宅支援協定を締結しており、災害発生時には、水道水、トイレや交通情報などを、可能な範囲で提供することになっている。

※平成31年3月末現在 千葉市内 619箇所

